

令和7年度第3回ユニバーサルなスポーツ施設検討会 次 第

日時 令和7年12月22日（月）10時00分～12時00分

場所 兵庫県庁1号館3階会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議 事
県内スポーツ施設との連携方策及びユニバーサルデザイン化に向けた検討
- 5 その他
- 6 閉会

<配付資料一覧>

資料1 ユニバーサルなスポーツ施設検討会報告書（案）

資料2 ユニバーサルなスポーツ施設検討会設置要綱等

令和7年度第3回ユニバーサルなスポーツ施設検討会

出席者名簿

日時 令和7年12月22日(月) 10時00分～12時00分

場所 兵庫県庁1号館3階会議室

<委員>

区分	氏名	役職等	備考
有識者	青山 将己	流通科学大学人間社会学部准教授	
	柳 尚吾	関西学院大学建築学部准教授	ご欠席
障害者スポーツ 振興団体	増田 和茂	県障害者スポーツ協会理事長	
障害者団体	木村 佳史	県身体障害者福祉協会理事長	
	柴崎 博彦	県知的障害者施設協会スポーツ委員長	
	新銀 輝子	県精神福祉家族会連合会会長	
パラアスリート	大矢 勇氣	車いす陸上選手 県ユニバーサルスポーツ大使	
	笠本 明里	パラ水泳選手	
	久保 秀男	車いすバスケットボール選手	
施設関係者	奥山 隆彦	株式会社ウエルネスサプライ しあわせの村温泉健康センター総支配人	ご欠席

(各区分での五十音順。敬称略)

<事務局>

役職	氏名
兵庫県福祉部次長	野田 誠一
兵庫県福祉部ユニバーサル推進課長	岩切 玄太郎
兵庫県福祉部ユニバーサル推進課班長	西田 勇
兵庫県福祉部ユニバーサル推進課主幹	越智 明日香

「ユニバーサルなスポーツ施設検討会」設置要綱

(目的)

第1条 東京2020パラリンピック、神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会で醸成された機運やレガシーを絶やさず、さらなるパラスポーツの振興につなげるため、県内スポーツ施設のより一層のユニバーサルデザイン化を目指し、各施設の現状を踏まえた最適な施設のあり方について協議及び提案を行うため、ユニバーサルなスポーツ施設検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内スポーツ施設に関する課題等について、必要な情報を収集し、情報交換すること
- (2) ユニバーサルなスポーツ施設の実現に向けて、障害特性に応じて必要となる対応や、障害者及び健常者がともに使いやすい施設のあり方について協議及び提案を行うこと
- (3) その他検討会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 検討会の座長（以下「座長」という。）は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理するとともに、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 県及び市町関係者をオブザーバーとして置くことができる。オブザーバーは座長の求めに応じて会議に出席し、助言又は協力を行うものとする。

(検討会)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めたときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は事故その他やむを得ない理由により検討会に出席できないときは、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 事故その他のやむを得ない理由により検討会が開催できないと座長が認める場合、座長は個別に委員の意見を聴取し、検討会の開催とすることができる。

(謝金)

第5条 委員、又は座長が必要と認めた委員以外の者（ただし、県職員、行政職員及びオブザーバーを除く）及び代理人が、検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第6条 委員、又は座長が必要と認めた委員以外の者及び代理人が検討会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、福祉部ユニバーサル推進課において処理する。

(補則)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この設置要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この設置要綱は、翌年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この設置要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、福祉部ユニバーサル推進課長が招集する。

ユニバーサルなスポーツ施設検討会委員

区 分	氏 名	所 属 等
有識者	青山 将己	流通科学大学人間社会学部准教授
	柳 尚吾	関西学院大学建築学部准教授
障害者スポーツ 振興団体	増田 和茂	県障害者スポーツ協会理事長
障害者団体	木村 佳史	県身体障害者福祉協会理事長
	柴崎 博彦	県知的障害者施設協会スポーツ委員長
	新銀 輝子	県精神福祉家族会連合会会長
パラアスリート	大矢 勇氣	県ユニバーサルスポーツ大使 車いす陸上選手
	笠本 明里	パラ水泳選手
	久保 秀男	車いすバスケットボール選手
施設関係者	奥山 隆彦	株式会社ウエルネスサプライ しあわせの村温泉健康センター総支配人

ユニバーサルなスポーツ施設検討会委員謝金支給要領

ユニバーサルなスポーツ施設検討会設置要綱第5条に規定する委員に対する謝金の額は、その所掌業務に鑑みて「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める委員報酬額に準じ、次のとおり決定する。

区 分	日 額
座 長	15,700円
委 員	12,600円

ユニバーサルなスポーツ施設検討会 委員以外の者及び代理人に対する謝金支給要領

ユニバーサルなスポーツ施設検討会設置要綱第5条に規定する委員以外の者及び代理人に対する謝金の額は、その所掌業務に鑑みて「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める委員報酬額に準じ、次のとおり決定する。

日 額
12,600円